



OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.41 | 2026年9月

お客さま用資料

Contents

P.2 : トランジション・ファイナンス動向 第2回
CBIトランジション企業認証

P.15 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社

トランジション・ファイナンス動向

第2回 CBIトランジション企業認証

はじめに

トランジション・ファイナンスとは、カーボンニュートラル実現に向けて、現時点では炭素排出的であるものの、企業や団体等の長期的な脱炭素化戦略に対する資金調達を支援する仕組みである。従来のグリーンボンドが「既に環境に配慮したプロジェクト」を資金使途の適格プロジェクトとするのに対し、トランジション・ファイナンスは、「これから脱炭素化を進める企業・団体」を対象とする点を特徴とする。例えば、鉄鋼業、海運業など、事業特性上CO2排出量が多い産業において、水素還元製鉄技術の導入、燃料転換、製造プロセスの電化などの移行計画に対して、資金を調達/提供するものである。

岡三SDGsレポートでは、「トランジション・ファイナンス動向」を2回にわたり特集している。第1回（Vol. 39（2026年5月号））では、「ICMAガイドライン」と題し、ICMA（国際資本市場協会）により導入された新ガイドライン、トランジション・ボンド・ガイドラインを概説した。本稿は第2回、「CBIトランジション企業認証」、CBI（気候債券イニシアティブ）によるトランジション企業認証について概説する。

1.気候債券イニシアティブ(CBI)とは

気候債券イニシアティブ(CBI)は、2010年12月に設立された、低炭素経済に向けた大規模投資の促進を目指す国際NPO(拠点:英国ロンドン)である。投資家や政府が低炭素投資を行う際のスクリーニングツールとして、独自の基準「気候ボンド基準(Climate Bond Standard: CBS)」を策定、同基準に基づき、第三者(CBIが承認した認証機関)が、投資対象が低炭素社会に貢献するものであるかを審査し、審査結果をもとにCBIの気候債券基準委員会が債券に認証を与えることで、年金基金や保険会社等の低炭素投資を促進させることを目的としている。CBSは、認証対象や制度を見直しながら更新されており、最新版は2025年8月公表のVersion4.3(CBS4. 3)である。

2.CBIが公表したトランジション企業認証制度について

CBSの更新とトランジション企業認証制度の導入

CBIは、独自の基準である「気候ボンド基準(Climate Bonds Standard(CBS))」を策定し、主に気候関連のグリーンボンド等の資金使途(Use of Proceeds(UoP))について、その適格性を評価・認証(CBI認証)してきた。CBI認証には、債券発行に際し、その資金使途について、個別債券に評価・認証が付与される個別認証と、一度の認証で継続的な債券発行が可能となるプログラム認証がある。いずれの形で付与された債券も、認証によって資金使途の信頼性・透明性が確保されることで、投資家からの評価を高める効果が期待できる。国内発行体では、政府が発行する気候移行ボンド(Climate Transition Bond(CT国債))第1回債(世界初ソブリン債トランジションボンド／2024年2月起債)が個別認証を取得している。また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JRJT)が発行するサステナビリティ・ボンドがCBIプログラム認証を取得しており、同認証はアジア初のCBIプログラム認証である。

CBIによるトランジション企業自体の認証についての言及がなされたのは、2023年4月に改訂・公表されたCBS Version4.0(CBS 4.0)である。CBS 4.0では、大きく2つの項目が追加された。ひとつは、発行体のサステナビリティ活動の改善のために発行されるサステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)等について、評価・認証対象を拡大することである。そして、もうひとつが、発行体のネットゼロへの移行計画(トランジション計画)についての評価・認証である。評価・認証対象として、現状で「パリ協定1.5℃目標」に沿った活動を行っている、或いは、2030年までに同目標の達成に向けて移行(トランジション)を計画し、その情報を開示している発行体(CBI基準に合致するトランジション企業としての認証)と、その認証を受けた発行体が発行する一般目的の債券(General-purpose debt)とした。CBS 4.0とともに、「トランジション企業」として認証を取得するためのチェックリスト1.0(Checklist for Certification Version 1.0)も公表された。

2025年8月に公表されたCBS Version4.3(CBS 4.3)は、従来の「GHG(温室効果ガス)排出削減(緩和)」に加え、洪水対策やインフラ強化などの「レジリエンス(適応)」に対する認証基準が正式に盛り込まれた(CBI クライメートボンド・レジリエンス・タクソノミー(Climate Bond Resilience Taxonomy(CBRT))に基づく、レジリエンス認証)。これにより、世界初のレジリエンス認証取得債として発行された東京都債(TOKYOレジリエンスボンド(2025年10月発行))は記憶に新しい。企業認証については、移行目標・移行計画への評価・認証だけでなく、企業のビジョン、移行戦略、スコープ1・2・3の行動計画、財務計画、取締役会・経営陣の責任、移行の進捗モニタリング、情報開示、および認証取得後の定期的な報告に至るまでを一体的に評価する構造が示された。特に、目標達成の実現性、行動の具体性、財務的な裏付け、内部統制、目標未達時の是正措置などを確認する仕組みが組み込まれ、これにより、明確な移行目標および移行計画に基づく、着実なトランジションが促されることとなっている。

3.CBIによる2つのプロジェクト

CBIは「トランジション企業」認証および、トランジション債券認証を進めていくにあたり、以下、2つのプロジェクトを実施、その結果を公表している。

3-1.既存フレームワークの整合性検証

(トランジション・ファイナンス・マッピング(2023年10月))

企業のトランジションに関する取組について、GFANZ、ICMA、EU、G20など、企業のトランジションに関する既存13の枠組みの比較を行って整合性とギャップを分析、「トランジション・ファイナンス・マッピング(Transition Finance Mapping(TFM))(2023年10月)」をまとめている。

TFMでは、企業のトランジションにおけるエコシステムで企業、評価者、金融機関を主要アクターと置き、トランジションを6つの段階に分類した。信頼できる移行計画のうち、「目標の設定」「戦略の策定」「説明責任の確保」では幅広いコンセンサスがあることが認められるものの、解釈の仕方には違いがあることが示された。さらに、気候以外の側面(「公正な移行」「自然資本」等)や、多様な事業内容に合わせた目標と戦略を有する企業に対しての評価方法については、ガイダンスが不足しているとした。

範囲	概ね一致	著しく相違	ガイダンス不足	調整容易
分類の整合性	トランジション段階 (6段階の分類)	各段階の名称 (ラベリング)	企業のトランジションの 動的性質を捉える洗練 された分類	企業のトランジション の一貫したラベリング
企業の移行ポート フォリオへの組み込 みの信頼性	3つの段階が 移行ポートフォリオへ の信頼できる組み込 みに該当	---	---	---
移行段階から 抜け出す早さ	移行段階を 迅速に進める必要	---	望ましい移行速度の 明確化	---
金融機関における 優先順位	金融機関は当面、他排 出企業やセクターを優 先し得る	---	ゼロエミッションに近い 企業の移行計画への期 待の明確化	---

(図表1-1 既存フレームワークの整合性検証)

作成:CBI資料、金融庁資料より岡三証券

3-2.企業のトランジション手引書の公表

(ナビゲーション・コーポレート・トランジション(2024年5月))

TFMでの検証結果を受け、さらにCBIは、投資家である金融機関が融資先・投資先などの企業について、脱炭素への移行の成熟度、野心、信頼性を共通の基準で評価・分類する手法として、「企業のトランジションに関する手引書(Navigating Corporate Transitions(NCT))」を公表した。NCTでは、5つのトランジション段階を設定、代表的なイニシアチブがどのように対応しているかを検証している。共通のガイダンスがないことから、各イニシアチブの解釈や評価は以下のようにばらつきが見られており、これを整理する必要性が改めて確認された。

(図表1-2 各イニシアチブの評価・整合性)

	1	2	3	4	5
イニシアチブ	着手前	コミットメント	移行準備完了	移行に整合	ネットゼロ
CBI	---	---	移行	整合	整合
GFANZ	整合せず	整合をコミット	整合	整合	整合
IIGCC	整合せず	整合をコミット	ネットゼロ経路に整合	ネットゼロに整合	ネットゼロ達成
SBTi	整合せず	整合せず	1.5℃目標への野心	1.5℃対応行動	ネットゼロ整合
SMI	---	移行を目指している	移行をコミットメント	移行	---
WBA (ACT)	信頼性と堅牢性ある方法で移行していない	信頼性と堅牢性に欠ける移行あるいは短期的目標でのコミット	ネットゼロ経路に整合	信頼性と堅牢性を備えた移行	---

作成:CBI資料より岡三証券

さらにNCTは、中核的な評価・分類基準(下表)を設定している。金融機関が投融資先企業の移行の進捗を追跡したり、移行状況を評価・比較する際、5つのトランジション段階とともに「共通の手法」として用いられることで、整合性のある評価基盤が確保されるとしている。

企業を評価・分類する5つの構成要素	
コミットメント	1. 5℃に整合するネットゼロへの公的なコミットメント等の確認
排出削減目標	重要なスコープ1・2・3排出量を含む排出インベントリ、短期・中期・長期の排出削減目標、科学的根拠に基づくベンチマークとの整合性等を確認
実行戦略	目標達成に用いる脱炭素化手段と具体的な行動を確認
ガバナンス	取締役会が、移行計画の策定・実施に正式な責任を負っているかを確認
実績	計画上のマイルストーンが実行されたか、実際の排出量が自身の目標や、科学的ベンチマーク等に整合しているかを確認

(図表1-3 企業を評価・分類する5つの構成要素)

作成:CBI資料より岡三証券

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

NCTでは、企業のパリ協定、1.5℃目標への整合性(ネットゼロへの整合性)を移行の成熟度とし、企業を分類する5つの構成要素(前頁上表)を用いて段階的に分類した。企業がネットゼロを目指す過程での意欲と信頼性が考慮されている。各カテゴリーへの分類には、そのカテゴリーに定められたすべての指標を満たす必要があり、例えば、第4段階「移行に整合(Aligning)」に分類されても、有効期間のうちに行動・財務のマイルストーンや排出目標を達成できない場合には、第2段階「Committed(コミットメント)」あるいは、第1段階「No commitment(着手前)」に再分類されることになる。

意欲的かつ信頼性の高い企業変革のための成熟度スケール



(図1-4 意欲的かつ信頼性の高い企業変革のための成熟度スケール)

作成: CBI資料より岡三証券

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

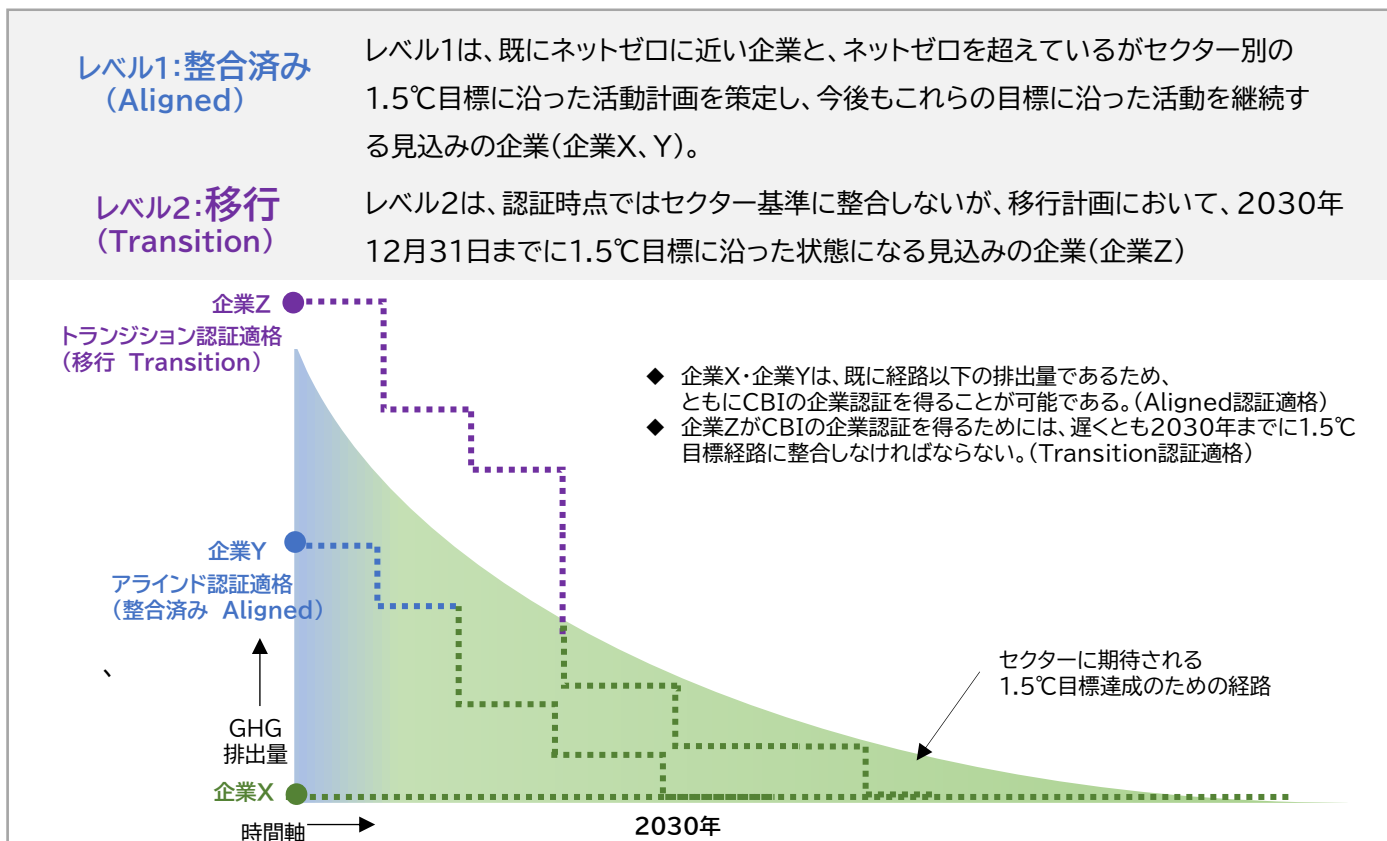
4.CBIによるトランジション企業認証

CBIによるトランジション企業認証は、気候ボンド基準 4.0(Climate Bonds Standard Version4.0(2023年4月更新)、以降、CBS 4.0)のなかで、企業認証(Entity Certification)として正式に導入された。現行のVersion4.3(CBS 4.3)においては、TMF、NCTでの検証結果を踏まえ、認証要件の定義や、開示方法、検証方法などの仕組みが整理されている。

CBIによるトランジション企業認証は、非金融機関を対象とし、その法人自体、または法人から分離された部門(個別の事業セグメント)について、5つの要素 1.パリ協定に整合した脱炭素目標(Paris-aligned targets)、2.堅牢な移行計画(Robust plans)、3.実施(Implementation action)、4.内部モニタリング(Internal monitoring)、5.情報開示(External reporting)を一体化して評価し、認証する仕組みである。単に過去比で排出量が改善したか、同業他社よりすぐれているかを図る相対評価ではなく、セクターごとの絶対的な脱炭素経路に対し、整合しているかどうかが重視される。

認証のレベルは、2種類である。レベル1:整合済みは、既に1.5℃目標に沿った活動を行っている企業、レベル2:移行については、認証時点では未整合だが、2030年までに認証基準(Sector Criteria)に整合する移行計画を持つ企業が認証適格となる(移行段階)。企業認証の有効期間は、CBS 4.3に規定された要件(年次検証及び、継続的な情報開示)を遵守することで、5年間となる。

(図1-5 トランジション企業認証レベル)



4-1. トランジション企業認証取得に向けた段階的要件

CBSでは4.0以降、企業認証取得に向け、満たすべき要件を下図のように段階的にまとめている。さらにCBS4.3では、認証基準値90%の判定方法が明確化されるなど、企業にとってより実務的な面の充実が図られた。また、「認証を受ける企業」だけでなく、認証対象となる経済活動の範囲、親会社・親グループの経済活動、継続的な事業構成の変化まで管理が求められている。企業の適格性を正しく判断する最終的な判断基準には、別途、業種別に設定された基準(Climote Bonds Sector Criteria)が用いられるが、順次、4.3に合わせ更新を行っている。

トランジション
企業認証



Step8

CBI承認認証機関
による確認

Step7

親会社・グループも認証基準
を満たすことを確認

Step6

「適合活動」が認証対象企
業全体の90%超を占める
ことを確認

Step4

Step5-1・2・3

細分化された経済活動
それぞれの適合性を評価
「適合活動」

「適合活動」の野心的な
パフォーマンス目標、移
行計画、移行戦略、ガバ
ナンスの設定と、十分な
開示と検証を実施

Step3

認証対象の経済活動を
細分化

Step2

認証対象組織の
適格範囲を設定

認証対象のうち、親グループ
内、単一の法人、セグメント
等、認証範囲を設定できる

Step1

申請者が認証対象
組織を特定

申請者は、認証対象企業と
同一の法人あるいは、運営
上の支配者であること

(図1-6 トランジション企業認証取得の段階的要件)

作成:CBI資料より岡三証券

4-2. トランジション企業認証の申請プロセス

CBIの企業認証は、企業の全体または企業の切り出されたセグメントについて、対象となる経済活動がパリ協定および対象セクターの脱炭素化経路に沿っているかを確認する制度である。過去からのGHG排出量改善率やセクター内での相対的な評価だけではなく、対象セクターに共通する絶対的な脱炭素化経路との整合性を重視する。したがって、認証対象企業は、CBIが設定する対象セクターのセクター基準(Sector Criteria)に基づき、「移行計画(将来のGHG排出経路と中間目標等)」を示すことが必要である。企業認証には有効期限が設けられており、原則として認証日から5年間となる。有効期間中、認証企業には「移行計画」の継続性が求められ、認証後も定期的な検証、開示、目標・計画の進捗管理が必要とされる。企業認証の中心となる考え方は、以下の5点である。

1. パリ協定に整合した気候目標
2. 目標達成のための信頼できる移行計画
3. 移行計画を実行するための具体的な行動
4. 対象企業内での進捗モニタリング
5. 外部に向けた継続的な情報開示および検証

トランジション企業認証の申請プロセスを段階的要件(前頁Step1-7)に沿って確認していく。また、申請時に必要となる認証機関による検証(Step8)、認証後の事項(Step9・10)を整理する。

Step1. 申請前準備～認証対象組織を特定

企業認証制度の対象は非金融企業、すなわち非金融の商品またはサービスを提供する法人、またはそのセグメントである。認証対象となる経済活動について、CBIのセクター基準が存在するかを確認して特定、その基準に沿って、気候緩和パフォーマンス目標(CMPTs)、移行計画、開示資料を作成する。

Step2. 認証対象範囲の設定

認証制度の申請者は、認証企業と同一の法人、または認証企業の活動を運営・管理する権利を有することが条件となる。認証対象となる範囲は、親会社とその対象子会社を含む企業グループ、単一の法人、単一の法人のうち、明確に区分されたセグメントのうち、いずれかに設定することができる。例えば、親会社を認証対象とする場合、原則として子会社および、その他の支配下企業を範囲に含めるが、その子会社等の活動について、CBIのセクター基準が存在しない場合は、例外的に対象範囲から除外できる。例えば、単一法人の一部セグメントを認証対象とする場合は、他のセグメントにセクター基準が存在しないことが条件となる。

Step3.認証範囲の決定と経済活動の細分化

申請者は、認証対象範囲を決定したのち、その範囲に含まれる経済活動を細分化する。細分化に際し範囲設定のため、少なくとも下表の事項を一覧化して整理することが推奨される。

確認事項	確認内容
法人一覧	親会社、子会社、関連する支配下の法人
経済活動	各法人・部門が行う製造、販売、運輸、発電等の経済活動内容
セクター基準	各経済活動に適用されるCBIセクター基準
認証対象	認証企業に含める経済活動およびその法人
対象外	認証対象から除外する経済活動およびその法人
除外理由	セクター基準の有無の確認(事業区分、支配関係等)
加重方法	総収益ベースまたは、GHG排出量ベースのうち選択
データ年度	総収益、GHG排出量、経済活動量を計測する基準年度

(図1-7 経済活動細分化・範囲設定の準備事項)

作成：CBI資料より岡三証券

経済活動を細分化するための計測は、総収益ベース(Revenue share)、GHG排出量ベース(GHG emissions share)のいずれかを選択できる。どちらの方法を採用するか、またどのように経済活動を分類し加重しているかについては、申請資料および公開開示資料に明記する。認証範囲の設定と経済活動の細分化は、認証基準値の判定や、検証者による検証に深く関わる、重要なポイントとなる。

Step4.適合活動を評価する中核要件

細分化された経済活動それぞれについて、適合性の評価が行われる。評価は、気候パフォーマンス、移行計画、ガバナンス、情報開示の適格要件(中核要素)を満たし、認証企業全体の経済活動の90%(認証基準値)を超えることが求められる。これにより、CBIのセクター基準への適合性が判定される仕組みである。トランジション企業認証に必要な認証基準値90%の判定対象となる経済活動それぞれについては、以下の要件が整備される必要がある。

■気候緩和パフォーマンス目標(CMTPs)

CMTPsは、認証企業に関連付けられる、測定可能な気候緩和パフォーマンス目標である。CMTPsは、その実施戦略とともに申請前1年以内に取締役会の承認を得る必要がある。CMTPsがセクター基準に整合する時期に応じて、2つのレベルの企業認証(レベル1:整合済みと、レベル2:移行)のいずれかが付与される。CMTPs達成のための実施戦略とガバナンス、モニタリング期間、年次確認事項等は後述する。

■気候適応・レジリエンス

対象セクターのセクター基準に気候適応・レジリエンス要件がある場合は、その要件にも適合する必要がある。例えば、排出削減だけでなく、洪水・渇水・高潮・熱波等への対応、重要設備の気候適応(耐性)、サプライチェーンの気候リスク対策、水資源・土地利用・生態系への対応等が求められている。

Step5-1.移行実行戦略(Delivery strategy)の策定

移行実行戦略(移行戦略)は、CMPTsを達成する戦略として策定される。移行戦略は、CMPTsおよび、これを実行するための戦略として将来の事業の姿、脱炭素の主要手段、実施時期、投資・資金調達、事業ポートフォリオの変更、リスクと不確実性の検証、内部統制と責任分担などの事項を網羅し、取締役会が戦略全体を承認している必要がある。また、長期のCMPTsと整合する企業のビジョン(Vision)として、移行後にどのような事業活動、製品、サービス、ビジネスモデルを持つのかを示すとともに、ビジョンに至る道筋を説明する戦略的ナラティブを備える。説明に含まれる最低限の要素としては、現在のスコープ1・2・3、GHGの排出源、GHG排出量の算定方法、検証方法、排出削減効果、政策や規制の前提、製品、サービス、設備投資、運営コスト、資源配分への影響等の項目があげられている。CMPTsを目標一覧のように掲げるのではなく、その目標が事業戦略と財務計画にどのように組み込まれているかを説明するとしている。ここで財務計画とCMPTsとの関係を明確にしておくことは、企業認証取得後、サステナビリティ・リンク・ボンド(ローン)、資金使途特定(UoP)債等の個別認証につなげることが容易になる。

移行戦略では、移行によって、別の環境・社会問題が発生しないかの評価も行われる。評価対象として、生物多様性に敏感な地域や、水域への排出、有害廃棄物への影響が考慮されていることが明示され、OECDの責任ある企業行動指針に抵触していないかも問われている。また、公正な移行への貢献も評価に関する観点とされ、地域社会への影響、雇用や地域経済への影響等を明確にすることも求められる。例えば、石炭火力から再生可能エネルギーへの転換は気候面では望ましいとされるが、発電所閉鎖に伴い、地域における雇用の減少、税収の低下等、地域経済に大きな影響を与える可能性がある。こうした影響と緩和策を移行計画の中で説明する必要がある。

Step5-2.移行戦略の実施計画

移行戦略を確実に実行していくため、具体的な行動計画(実施計画)が求められる。実施計画の策定では、対象項目はスコープ1・2から、財務関連、周囲に与える影響(リスク要因)にいたるまで細かく設定され、それぞれの評価基準、頻度も示されている。

実施計画対象項目	指定内容・設定項目例
スコープ1・2	設定項目:脱炭素化施策、実施責任者、実施時期、投資額、マイルストーン(当初5年は毎年、以降9年間は3年ごと、その後は5年ごと)、業務KPI、排出削減効果、外部レビューの対象範囲
スコープ3 (対象がある場合)	設定項目:行動目的、対象範囲、アクション、マイルストーン、評価指標 評価対象:原材料・製品調達、販売製品の使用、輸送・物流、サプライヤーとの協議、相手先の排出削減、サプライヤーへの排出データ要求、スコープ3排出量の算定精度の向上等
財務計画	移行計画を実施するための資金計画を整理する 記載項目:必要とされる設備投資、研究開発費、企業運営コストへの影響、資金調達計画、為替、金利、炭素価格等の前提、移行に伴う減損・資産毀損リスク、通常社債、グリーンボンド、SLB等との関連事項、財務報告への反映方法、財務KPIと中間目標
社内ポリシー(方針)	設備投資、新規事業投資、M&A・事業売却、サプライヤー評価、報酬制度、リスク管理、内部監査等の方針設定と、どのCMPT、アクション、マイルストーンに結びつくかを説明
環境・社会面との整合 (リスク感応度分析)	移行計画を阻害する主要リスクを特定し、その影響を分析する 分析対象:再生可能性エネルギー価格、電力・燃料価格、炭素価格、技術開発の遅延等 開示項目:発生の可能性、発生時期、CMPTsへの影響、コスト・削減戦略への影響、代替策・緩和策

(図1-8 移行戦略～実施計画項目)

作成:CBI資料より岡三証券

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

Step5-3.ガバナンスに関する項目

認証企業は、取締役会あるいは、それと同等のガバナンス機関を設置し、CMPTsの設計・管理、移行戦略の設計・承認、および実行の監督、CMPTsとマイルストーン進捗のモニタリング、目標未達時の是正措置の承認・監視など、重要な責任を担うことを明確化する必要がある。同時に、認証企業の経営陣も移行計画の責任を負うことが求められる。また、CMPTsと移行戦略について、少なくとも5年ごとに全面的なレビューを行い、必要に応じて更新するための仕組みも設けることとされている。この仕組みでは、中間CMPTs、スコープ1・2の行動計画、スコープ3の行動計画、財政計画、業務上のKPI、設備投資の進捗、外部環境等の変化、主要リスクが継続的なモニター項目として指定されている。

是正措置を講じておく必要があるタイミングも指定されている。中間CMPTs、各マイルストーン、排出量等の指標が未達となった場合であり、未達の状態を12か月を超えて放置することは認められていない。したがって、「未達」が生じた場合は、報告と同時にそれを12か月以内に解決するための是正措置、すなわち、未達の原因、未達が及ぼすであろう影響や、責任部署、解決するための追加投資、目標・計画の修正、回復が見込まれる時期、再発防止策等を説明することが求められることとなる。

Step6.適合活動の基準値(90%)超を確認

4項で述べた通り、企業認証においては、適合活動として細分化された活動が、認証対象の事業全体における活動の90%(基準値)超を占めている必要がある。企業認証における「適合活動」に求められる評価要件は、「移行計画」として設定される5つの項目(下表)で整理されている。企業認証を取得するには、認証対象となる企業の経済活動を分解・加重(売上高ベースあるいは、GHG排出量ベース)し、以下の評価要件に準拠する割合が90%超となる必要がある(90%=認証基準値と定義)。また、認証基準を満たすためには、目標のみの評価ではなく、企業が属するセクター基準に整合する目標が設定され、その達成を支える事業戦略・具体的施策・財務計画・統治体制および、継続的な開示が、それぞれ該当する要件を満たし、評価される必要がある。

「移行計画」設定項目	評価要件
気候パフォーマンス Climate performance	パリ目標1.5℃整合に向けた、測定・追跡可能な気候目標を定める (気候緩和目標、適応・レジリエンス目標の設定)
基礎的要素 Foundation	将来像とそこへ至る事業上の道筋を、環境・社会面も含めて説明する (将来ビジョン、戦略的ナラティブ、環境・社会目標との整合)
実施計画 Implementation plans	実際に何を、いつ、どの資金・指標で実行するかを示す (Scope1,2、Scope3、財務計画、社内方針、感応度分析)
ガバナンス Governance	取締役会・経営陣が責任を負い、移行計画の進捗を監督・修正できる体制を設置する (取締役会・経営陣の責任、モニタリング、未達時の是正)
開示 Disclosure	外部の投資家・利害関係者が検証できるよう、必要な情報を開示する (公開情報による透明性・信頼性の確保)

(図1-9 移行計画の設定項目)

作成:CBI資料より岡三証券

Step7.親会社・親グループの評価と適切な開示

前述の通り、CBIによる企業認証では、認証対象企業だけを切り取って評価するものではなく、親企業を含むグループ全体の活動や方針等を確認する仕組みも採用されており、認証要件は、認証対象企業のみならず、親会社・親グループにも課される。認証を受ける企業が親会社・親グループである場合については、子会社をその事業範囲に含めなければならず(子会社に評価するセクター基準が存在しない場合を除く)、認証対象の活動が複数の下位部門または子会社にわたり行われている場合は、かかる部門や子会社を認証対象事業体の範囲内にすべて含めなければならない。ただし、認証基準が企業の部門のみに適用される場合、その部門のみを認証対象事業体とし、認証を受けることができる(部門認証)。また、適切な情報開示の要件として、CBIが定める情報をウェブサイト上で公表し、アクセス可能な状態を維持する必要がある。開示形式は、年次報告書、サステナビリティ報告書、法定開示書類、投資家向けプレゼンテーション等、通常の企業開示媒体を利用することが可能である。

認証対象企業が属する親会社・グループについては、親会社・グループが掲げる「移行目標」と公開情報の「透明性」の2点が追加の認証要件となる。

移行目標	認証要件
気候パフォーマンス Climate performance	除外活動を行わないこと及び、ネットゼロの達成をコミットする (除外活動、ネットゼロ宣言)
移行戦略 Transition strategy	ネットゼロ目標を達成するための移行計画の概要 (移行戦略、移行計画)
透明性	認証要件
開示 Disclosure	信頼性を高めるための情報開示 (公開情報による透明性・信頼性の確保)

(図1-10 親会社・親グループの評価と認証要件)

作成:CBI資料より岡三証券

Step8.CBI承認の認証機関による検証

CBI認証では、申請者は、CBIに承認された機関(認証機関)による第三者検証の取得が必要となる。認証機関による検証は、ISAE3000、または同等の国際的な保証・評価基準に沿って実施され、検証報告書には、CBSへの適合性についての意見を含める必要がある。認証取得後も同様に、毎年、CBIに指定された報告書フォームとともに、承認機関による検証結果(年次レポート)を提出することが義務付けられる。年次報告書では、90%基準が引き続き満たされていること、期限が到来したCMPTs・マイルストーンが達成されていること、未達についての是正措置が講じられていること、親会社・グループが引き続き要件と満たしていること、認証取消事由が発生していないこと等が確認される。

Step9.認証取得後～金融商品への適用拡大

企業認証は、企業の一般的な気候認証であると同時に、当該企業が発行する債券やローン等、金融商品の認証につながる基盤になる可能性がある。例えば、サステナビリティ・リンク・債券や、資金用途限定型債券等は、それぞれの金融商品と認証取得企業とのリンクを確認、追加要件の有無を整理し、これを満たすか否かを確認する必要がある。一方で、認証取得企業が発行する一般的資金用途型の金融商品（general-purpose debt）、例えば、コマーシャルペーパーや、一般用途型債券等については、企業認証の要件を前提として、別途、CBIが指定する情報シートを提出することで、認証機関の追加検証を経ることなく申請可能であり、認証が付与される。

Step10.認証後のモニタリングと未達時の対応

企業認証では、認証取得後も毎年、承認検証機関による報告書の提出が必要とされる。報告書では、90%の認証基準を引き続き満たしていること、CMPTs(中間目標)を達成していること、移行計画におけるマイルストーンを達成していること、必要とされる開示要件を満たしていること、親企業・グループが認証基準を満たし、維持していることが示されている。5-3でも触れたが、CMPTsについては、認証後9年間は3年ごとに、その後、ネットゼロあるいは、2050年までは5年ごとに目標(中間目標)を見直し・設定することになっている。これに加え、認証申請時に掲げた目標等が未達となった場合についても、対応が決められている。CMPTsの中間目標や、移行計画におけるマイルストーンが未達となった場合、未達状態を放置しない措置(12か月以内)が必要である。また、企業認証の開示要件は、7ページにわたり認証前と認証後について、広範囲かつ詳細に定められている。なお、認証取消となる事由としては、認証基準への不適合、検証報告によって不適合が判明すること、CBIとの契約違反が認められること、などが具体的な内容として示されている。

5.まとめ

企業認証制度を明確化したCBS4.3は、企業がネットゼロへの“目標”を設定し、その目標を事業・設備投資・資金計画・経営管理による“移行計画”に沿って実現できるかを認証対象とした。評価基準には、業種別に備えられたセクター基準が用いられ、野心的なCMPTや移行計画を有すれば排出削減が困難なセクター(Hard-to abate sector)も企業認証を得ることが可能である。認証取得後のモニタリングと対応も厳格に示されており、企業のみならず、投資家にとっても透明性・整合性のある評価基準として利用できる(必ずしも投資判断を確認するものではないことは明記されている)。

企業認証の取得には様々な形で業務負担の増加も想定されるが、情報開示やレポーティングでは、年次報告書等の既に備えられている開示媒体での代用が認められる等、負担軽減の配慮もうかがえる。移行目標(CMPTs)と移行計画を備え、グローバルな基準で評価されることでは、企業としての信用力と価値向上につながる手段のひとつとして、導入に動く企業が出てくる日が近いことを期待したい。

SDGs/ESGニュース

■ UNEP、世界の気温上昇は数年以内に1.5℃を超えるとの見通し

9月2日、国連環境計画(UNEP)は、温室効果ガス排出量を削減するための世界的な取り組みのスピードは十分ではなく、今後数年のうちに気温上昇が産業革命前と比較して1.5℃を超える可能性が高いとレポート「Limiting Overshoot」の中で示した。レポートの試算によれば、現在、世界各国が表明している気候政策が全て実施され、追加的なネットゼロ目標も達成されるという楽観的なシナリオにおいても、気温上昇のピークは1.8℃になると推計されている。

1.5℃目標未達に関しては、容認するべきではないとした上で、残された最善策として、超過→ピーク→低下を意味する「Overshoot, peak and decline」を提示。気温上昇による1.5℃目標からの超過をなるべく抑えつつ、今世紀末までに再び1.5℃に引き戻し、同時に適応のための施策も推進していくべきだとした。

■ 国土交通省、ブルーカーボンのロゴマークを公表

9月9日、国土交通省は、ブルーカーボンの普及を目的として、ロゴマークを作成したと発表した。ロゴマークは、アマモをモチーフにすることで気候変動や生物多様性など環境に関するプロジェクトであることを直感的に理解できるようにした。

ロゴマークは4種類あり、ブルーカーボン応援者向け、Jブルークレジット創出者向けなど用途が分かれている。SNSなどの情報発信ツールなどを通して使用されることでブルーカーボンに関する取組が広く知れ渡ることを企図しており、利用する際は、使用登録届を提出の後、無料でダウンロードが可能となる。

(図表1)ブルーカーボンロゴマークの種類

基本ロゴ	ブルーカーボン応援者向けロゴ
	
Jブルークレジット創出者向けロゴ	Jブルークレジット購入者向けロゴ
	

出所:国土交通省 港湾局HP

<ご注意事項>

○本資料の記載では、商品等の勧誘を行うことがあります。これらの商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式(株式・ETF・J-REITなど)の売買取引の場合は約定代金(単価×数量)に対し、最大1.485%(税込み)(手数料金額が3,300円を 下回った場合は最大3,300円(税込み))の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大2.3496%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.485%(税込み)の売買手数料となります。

2026年末まで、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税され、2027年1月から2047年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して、1.1%の付加税が課税されます。加えて2027年1月からは防衛特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して1.0%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客さまの個人情報、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ(<https://www.okasan.co.jp>)をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2026年5月改定)

商号等:岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会